

北本市中小企業者等支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している北本市内の中小企業者等の事業継続を支援するため、中小企業者等支援給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内で支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本店、主たる事業所若しくは本社機能を有する事業所を有する者又は市内に事業所等の住所を有する個人
- (2) 市内で令和元年12月以前から継続して事業を行っている者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降の任意の1か月の売上高等が前年同月に比して20パーセント以上50パーセント未満減少した者
- (4) 国における持続化給付金の申請をしていない者
- (5) 北本市創業者応援持続化給付金支給要綱に基づく給付金の申請をしていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和22年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (2) 国及び法人税法（昭和40年法律第34条）別表第一に規定する公共法人

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的な団体と密接な関係を有するもの
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給付金の趣旨に照らして適当でないと市長が認める者
（給付金の額等）

第4条 給付金の額は、一の支給対象者に対し10万円とし、支給回数は1回とする。

（給付金の支給申請及び請求）

第5条 支給対象者は、給付金の支給の申請をしようとするときは、北本市中小企業者等支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、支給申請及び請求日前に北本市長から新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号若しくは第5号又は第6項の認定を受けた者であって、当該認定の申請時における最近1か月の売上高等が前年同月に比して20パーセント以上50パーセント未満減少したものにあっては、第1号から第3号までの書類の添付を省略することができる。

- (1) 履歴事項全部証明書の写し。ただし、個人にあっては、開業届の写し又は営業届出済証明書若しくは許可書の写し（営業に係る許可が必要な業種のみ）
- (2) 令和2年における月別の売上高等が確認できる書類（売上台帳等の写し）
- (3) 令和元年分の法人税確定申告書の別表一及び法人事業概況説明書の写し。ただし、個人にあっては、令和元年分の確定申告書Bの第一表及び第二表の写し（確定申告をしていない場合は、令和2年分の市県民税申告書の写し）並びに令和元年分所得税青色申告書の1ページ及び2ページ（月別売上（収入）金額の記載があるもの）の写し

(4) 振込口座が確認できる書類（通帳の金融機関名、口座種別、口座番号及び名義人の記載がある部分の写し）

（給付金の支給の決定）

第6条 市長は、前条の規定による給付金の支給申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、給付金の支給の決定をするものとする。

（給付金の支給決定及び支給）

第7条 市長は、前条の規定により給付金の支給を決定したときは、北本市中小企業者等支援給付金支給決定通知書（様式第2号）により当該支給対象者に通知し、給付金を支給するものとする。

2 市長は、前条の審査により、給付金の支給が適当でないと認めるときは、給付金を支給しない旨を当該支給対象者に通知するものとする。

（給付金支給決定の取消し）

第8条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) その他市長が給付金を支給することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に給付金を支給しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（検査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、支給対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは給付事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。